

春進センターの役割&素朴な疑問



Q 相談は誰が行ってもいいのですか？

A 在宅医療と介護の連携推進を目的としていることから、医療・介護サービス提供者からの相談に対応します。又、ご自宅での療養を希望される方、入院や通院が困難な方、呼吸や栄養、排泄などの日常生活にサポートを必要とされる方などの相談にも応じます。

Q 利用者が市外の方でも相談してよいのですか？

A 相談の対象となる利用者については、春日部市に在住する方と定めています。また、在宅医療に関する一般的な相談については、特段の制限等はありませんので、お気軽にご相談下さい。相談内容によっては、関係機関をご案内するなど、適切に対応します。

Q 地域包括支援センターとの違いはなんですか？

A 地域包括支援センターは、地域住民の保険・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。介護サービスや福祉サービス、その他の日常生活支援などの相談は、地域包括支援センターが対応します。
春進センターは、在宅医療と介護を結びつけるコーディネーターとして、地域の医療・介護サービス提供者の連携に関する相談への対応や、体制づくりを支援します。
地域包括支援センターと春進センターは、地域の在宅医療・介護の連携をサポートしていくうえで、常に連携をとりながら、活動していきます。

Q 相談はどのような方法で行えばいいのですか？

A 春進センターには、専門のスタッフが常駐していますので、お電話でご連絡いただくか、直接センターにお越しいただければ窓口でも相談をお受けいたします。



Q 相談料や手数料がかかることはあるのですか？

A 相談対応を含めたすべてのサービスは無料となっており、料金が発生することはありませんので、安心してご利用ください。

Q 在宅医療のほかに介護や福祉の相談にも対応してもらえるのですか？

A スタッフは介護福祉分野にも一定の知識を有しているため、対応は可能です。しかし、介護サービスの利用や、ケアプランについてなど、個別ケースの対応につきましては、地域包括支援センターと連携し、適宜状況に合わせた対応を行います。

Q 退院調整に関しては、医療機関に対してどのような支援をするのですか？

A 退院調整は医療機関が実施するものでありますので、春進センターが退院調整の肩代わりをするものではありません。したがって、退院調整に取り組まれている医療機関につきましては、今後とも継続いただければと思います。
但し、諸事情により十分な退院調整を行うことができない場合や、医療依存度の高い患者が退院する際に、必要な在宅医療サービス調整ができないといった場合は、相談者と協議を行いながら、退院調整への支援を行います。

Q 相談時には、利用者の個人情報をお伝えすることになりますが、個人情報の取り扱いについて教えてください。

A 相談者から取得した利用者の個人情報については、適切な情報管理体制の下で外部への漏洩等の防止策を講じます。また、調整作業を行う過程で、やむを得ず関係機関等の第三者へ提供する場合は、原則として、あらかじめ利用者の同意を得た上で行います。

Q 在宅医療に対応してくれる医療機関を教えてください。

A かかりつけ医をお持ちの場合は、まず、かかりつけ医にご相談ください。（歯科・薬科も同様）
かかりつけ医を持っていないなど、相談できる相手がいないような場合は、地域包括支援センター、春進センターへご相談ください。この場合、2つのセンターが連携を図りながら、「なぜ相談に至ったのか」、その背景にある生活状況や問題などを聞きとらせていただき、相談者に寄り添った対応をいたします。

※ 日頃より、住まいの近くにある診療所や病院・歯科医院・薬局の先生を「かかりつけ医の医師・歯科医師・薬剤師」として決めておきましょう。



